

手話言語法制定を求める意見書

手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。「音声が届かない」「音声で話すことができない」等、手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかし、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた過去がある。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約第 2 条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知され、政府は平成 21 年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めているところであり、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法においては、第 3 条で「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、手話は言語に含まれることが明記されたほか、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報バリアフリー化の施策を講ずるよう義務づけており、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ手話言語法を早期に制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 2 日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄